



平成30年7月7日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料

(第2報)

国道10号^{りゅうがみず}竜ヶ水地区の通行止めについて

平成30年7月7日 23時00分

○ 平成30年7月7日23時00分現在、国道10号^{りゅうがみず}竜ヶ水地区で連続雨量が200mmに達したため、23時00分から、次の区間において事前通行規制（全面通行止め）を実施しています。

なお、解除の見込みについては、今後情報提供いたします。

1. 通行止め区間：国道10号^{あいらししげとみ}始良市重富から^{かごしましよしのちよういそ}鹿児島市吉野町機までの間
(延長=約11.3km)

2. 迂回路：県道16号^{かごしま}鹿児島・^{よしだ}吉田線～県道25号^{かごしま}鹿児島・^{かも}蒲生線
～県道57号^{ふもと}麓・^{しげとみていしやじょう}重富停車場線
～国道10号^{わきもと}脇元交差点（^{あいらしわきもと}始良市脇元）

※異常気象時通行規制区間とは

異常降雨時に土砂崩れなどの危険性がある区間に対して、雨量に基づく基準を設定し、これに基づいて通行止めを行う区間。

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長

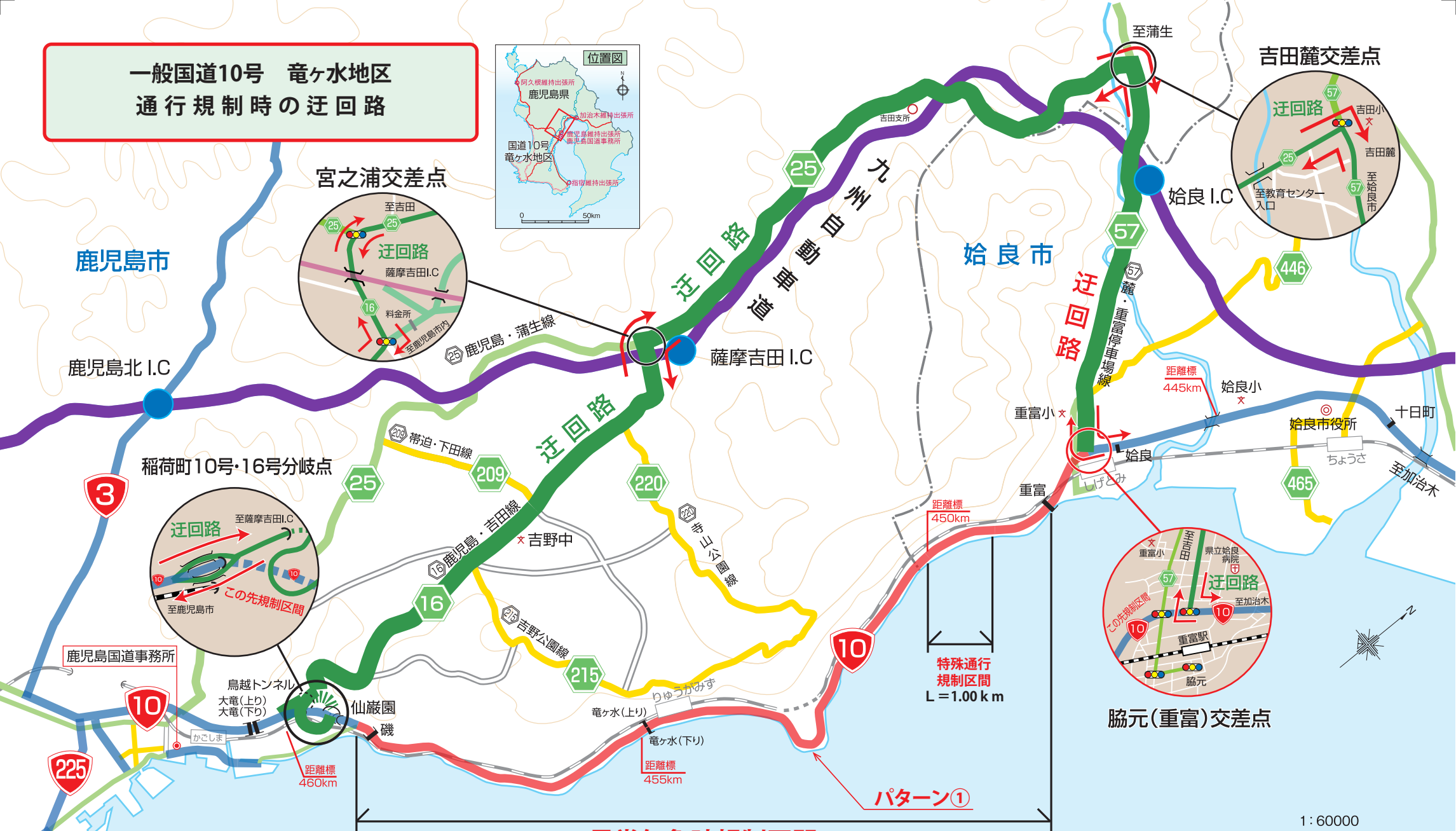
^{ごたんだ}五反田 ^{のぶゆき}信幸

計画課長

^{みね}峰 ^{きよたけ}潔毅

TEL : 099-216-3111 (代表)

一般国道10号 竜ヶ水地区 通行規制時の迂回路



加治木維持出張所	0995-63-2321
鹿児島維持出張所	099-228-6111

種別	路線名	規制区間	延長	通行止規制条件	危険内容	担当出張所
異常気象時通行規制区間	10号	鹿児島県始良市重富～鹿児島県鹿児島市吉野町磯	11.3km	連続雨量が200mmに達した場合	法面崩壊	加治木維持出張所 鹿児島維持出張所
特殊通行規制区間	10号	鹿児島県始良市白浜～鹿児島県始良市白浜	1.0km	越波があり通行が危険と判断される場合	波浪	加治木維持出張所

異常気象時規制区間 L = 11.3 km



凡例			
	異常気象時通行規制区間		一般県道
	距離標		道路情報板
	迂回路		市役所・支所
	国道		小・中・高等学校
	主要地方道		